



秋田県公報

附 則
この規則は、平成二十年二月十八日から施行する。

目 次	ページ
-----	-----

規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(一・総務課)：1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年二月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第一号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項観光課の項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 国際航空路線の維持及び拡充に関すること。

第十二条第一項建設交通政策課の項第十号中「航空路線」を「国内航空路線」に改め、同条第一項建設管理課の項第十八号中「第二百四十五条第三項の表第十六号」を「第二百四十五条第三項の表第十三号」に改める。

第二百四十五条第三項の表中第五十四号を第五十五号とし、第十五号から第五十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五	韓国交流 推進監	観光課	上司の命を受けて、韓国との交流に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	-------------	-----	--

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄